

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月2日
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	E S - C O N J A P A N L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 貴俊
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目15番9号
【電話番号】	03(5297)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 明石 啓子
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
【電話番号】	06(6223)8050(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 明石 啓子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 118,620,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社日本エスコン大阪本社 (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を採用していません。

(注) 1 平成24年11月2日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 平成24年10月23日開催の取締役会決議により、平成24年12月1日付で1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	18,000株	118,620,000	59,310,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	18,000株	118,620,000	59,310,000

(注) 1 第三者割当の方法によっております。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、59,310,000円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込拠出金（円）	払込期日
6,590	3,295	1株	平成24年11月20日	-	平成24年11月20日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 上記株式を割当予定先から申し込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日本エスコン 管理部	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 堂島支店	大阪市北区堂島一丁目6番20号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
118,620,000	2,200,000	116,420,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に発行登記関連費用600,000円、事務手数料1,600,000円を見込んでおります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額116,420,000円は、その全額を、平成25年度に竣工を予定している新規分譲プロジェクト1案件における原価及び販売費に充当する予定であり、支出の予定時期は平成24年11月から平成25年10月を予定いたしております。

なお、当社は本第三者割当により調達する資金を、上記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	日成ビルド工業株式会社	
	本店の所在地	石川県金沢市金石北三丁目16番10号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年6月28日 関東財務局長に提出。 第52期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 四半期報告書 平成24年8月10日 関東財務局長に提出。 第53期 第1四半期 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	当社の社外取締役である菊地潤也氏は同社の社外取締役であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成24年11月2日現在のものです。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR」という。)の下で成立した事業再生計画において返済のご猶予をいただいていた対象債務について、既にその弁済猶予期間を繰り上げ、平成24年7月より約定弁済を開始し、事業再生ADRの完結を宣言するに至っております。その後は、中核事業として収益の柱となる分譲事業において、各金融機関から新規プロジェクトに係る資金の融資も順次再開し、新規事業用地の取得等により着実に事業を展開し、一層の収益力、企業力の強化を図るとともに企業価値の向上を目指しているところであります。

このような状況下、分譲事業を、引き続き当社の中核事業として位置づけ、収益の柱として安定的かつ着実に新規供給を行っていくには、外部からの新たな資金によって分譲事業における設計監理費等の原価及びモデルルーム建設費等の販売費を調達し、資金の効率化により当社の収益基盤の増強を図ることが必要であると考えております。

そして、外部からの資金調達の方法としては、事業再生ADRの完結宣言を経た当社が更なる財務体質の強化を図るためには、資金効率を高めつつ、より確実に事業計画を達成すべく、間接金融によってではなく増資によって資金調達を行うのが適切であると考えております。

割当予定先の選定理由につきましては以下の通りです。

日成ビルド工業株式会社(以下「日成ビルド工業」といいます。)は、プレハブ建築事業、立体駐車場事業を中心とした総合メーカーであり、プランニングから、施工、アフターサービスに至るトータルサポート体制を有したプレハブ工法のパイオニアであります。同社の強みである機械式立体駐車場やプレハブ建物における開発、施工等の事業と、当社が展開する分譲マンションならびに商業施設開発関連等、不動産にかかる事業において、互いの事業シナジー効果を発揮し、事業のコラボレートによる協力体制を構築し、更なる企業価値の向上が図れることが期待できると考えたことにより、本日業務提携基本契約の締結に至っており、日成ビルド工業を本第三者割当増資の割当予定先として選定することによって、当該業務提携の基盤となる中長期的かつ持続的な関係を確保することが可能となるものと考えております。

d．割り当てようとする株式の数

日成ビルド工業株式会社 当社普通株式 18,000株

e．株券等の保有方針

日成ビルド工業からは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

なお、割当先からは、本第三者割当増資が割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社に書面で報告することを確約していただき、かつ株式会社大阪証券取引所が当該報告の内容（譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等）及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である日成ビルド工業が直近提出している有価証券報告書及び四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて特段問題ないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である日成ビルド工業は、株式会社東京証券取引所市場第1部にその株式を上場しており、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」として、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する」ものとしており、また、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（東京都杉並区、代表取締役 渡部洋介）に依頼し、同社が保有する公知情報データベースによる照合の結果、割当先である法人の名称、役員氏名と同一名称、同姓同名の反社会的勢力に該当するものは認められない旨の回答を得ていることから、同社並びに同社役員及び株主が反社会的勢力と一切関係を有しないものと判断しております。

また、割当予定先からは、本第三者割当増資における株式引受けにあたり、反社会的勢力と一切関係を有しないことについて表明及び保証並びに確約を得ております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資においては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成24年11月1日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の普通取引の終値6,590円を募集株式の払込金額といたしました。

なお当該払込金額は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの過去1か月間の終値の単純平均値である6,011円に対しては約9.62%のプレミアム、過去3か月間の終値の単純平均値である5,705円に対しては約15.50%のプレミアム、過去6か月間の終値の単純平均値である5,715円に対しては約15.31%のプレミアムとなります。

上記払込金額は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの当社株式の普通取引における価格、騰落習性、売買出来高等の状況に鑑みると、直前取引日における普通取引の終値を払込金額とすることが適当でないと考えべき特段の事情も見当たらないことから、割当先との協議も踏まえ、直前取引日の普通取引の終値を用いることが合理的であると判断したものですので、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）にも準拠しており、特に有利な金額に該当するものではないと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量（募集株式の総数）は普通株式18,000株であり、現在の当社の発行済株式総数の5.38%、総議決権数でも5.39%に相当し、当該割合において当社株式に希釈化を生じることになります。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、当社の中核事業である分譲事業において、平成25年度に竣工を予定している新規分譲プロジェクト1案件における原価及び販売費に充当することとしております。かかる本第三者割当増資による資金調達は、資金効率を高めながら分譲事業における安定的かつ着実な新規供給を実現することによって確実な事業推進に繋がり、当社の収益基盤及び財務体質を強化するものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。そして、本第三者割当増資により調達する資金の総額も、上記の資金使途に照らして必要な限度を超えておらず、当社株式の希釈化率の規模も上記の程度にとどまることも勘案しますと、本第三者割当増資によって、一時的には既

存株主の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の利益となるものといえます。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希釈化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
王 淑華	大阪市中央区	60,000	17.97%	60,000	17.05%
株式会社三愛ハウジング	大阪市中央区南船場3丁目 11番18号6階	32,000	9.58%	32,000	9.09%
王 厚龍	大阪市中央区	23,000	6.89%	23,000	6.54%
直江 啓文	奈良県香芝市	18,831	5.64%	18,831	5.35%
有限会社エヌエスコポー レーション	大阪市中央区南久宝寺4丁 目5番6号	18,000	5.39%	18,000	5.12%
日成ビルド工業株式会社	石川県金沢市金石北3丁目 16番10号	-	- %	18,000	5.12%
株式会社正龍アセットマ ネジメント	大阪市中央区南船場3丁目 11番18号6階	15,000	4.49%	15,000	4.26%
株式会社正龍アミューズ メント	大阪市中央区南船場3丁目 11番18号6階	15,000	4.49%	15,000	4.26%
大証金担保管理口03	大阪市中央区北浜2丁目4 番6号	10,911	3.27%	10,911	3.10%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	5,640	1.69%	5,640	1.60%
計	-	198,382	59.42%	216,382	61.49%

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成24年9月30日時点の総議決権数(333,883個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(18,000個)を加えた数で除して算出した割合です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他の参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

組込情報である第17期有価証券報告書の提出日（平成24年3月29日）以降、本有価証券届出書（平成24年11月2日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成24年3月30日提出の臨時報告書）

#### 1．提出理由

平成24年3月28日の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、伊藤貴俊、寺内孝春、明石啓子、上田博茂、菊地潤也及び丹羽厚太郎の6名を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小野員人及び家近正直の2名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、福田正を選任する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	
伊藤 貴俊	221,986	501	0		可決(99.78%)
寺内 孝春	221,986	501	0		可決(99.78%)
明石 啓子	221,986	501	0		可決(99.78%)
上田 博茂	221,986	501	0		可決(99.78%)
菊地 潤也	221,986	501	0		可決(99.78%)
丹羽 厚太郎	221,986	501	0		可決(99.78%)
第2号議案				(注)1	
小野 員人	221,990	497	0		可決(99.78%)
家近 正直	221,989	498	0		可決(99.78%)
第3号議案				(注)1	
福田 正	221,770	717	0		可決(99.68%)
第4号議案	220,088	2,399	0	(注)2	可決(98.92%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 2 事業等のリスクについて

後記組込情報である第17期有価証券報告書及び第18期第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年11月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

## 3 最近の業績の概要

平成24年11月2日開催の取締役会において承認された第18期第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,426	1,253
受取手形及び売掛金	37	25
販売用不動産	5,813	5,105
仕掛販売用不動産	7,469	7,828
貯蔵品	0	6
その他	983	1,197
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	15,730	15,418
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,106	6,094
減価償却累計額	794	952
建物及び構築物(純額)	5,311	5,142
土地	23,726	23,726
その他	98	118
減価償却累計額	79	84
その他(純額)	18	33
有形固定資産合計	29,057	28,902
無形固定資産	19	8
投資その他の資産		
その他	748	776
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	746	775
固定資産合計	29,823	29,685
資産合計	45,553	45,104

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	335	-
1年内返済予定の長期借入金	3,290	3,719
1年内償還予定の社債	-	303
未払法人税等	4	1
事務所移転費用引当金	12	-
資産除去債務	6	-
その他	794	788
流動負債合計	4,444	4,812
固定負債		
社債	2,430	2,126
長期借入金	34,071	33,286
資産除去債務	46	49
その他	868	920
固定負債合計	37,416	36,382
負債合計	41,861	41,194
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,211	4,211
資本剰余金	4,265	4,265
利益剰余金	4,773	4,561
自己株式	11	11
株主資本合計	3,692	3,903
新株予約権	-	5
純資産合計	3,692	3,909
負債純資産合計	45,553	45,104

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	4,953	4,809
売上原価	3,612	3,240
売上総利益	1,340	1,569
販売費及び一般管理費	961	868
営業利益	379	700
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
違約金収入	2	18
金利スワップ評価益	11	13
その他	2	2
営業外収益合計	17	34
営業外費用		
支払利息	508	509
その他	0	4
営業外費用合計	509	513
経常利益又は経常損失( )	112	221
特別利益		
貸倒引当金戻入額	0	-
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	1	-
貸倒引当金繰入額	1	-
ゴルフ会員権評価損	1	4
特別損失合計	3	4
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	115	217
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等合計	5	5
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	121	211
四半期純利益又は四半期純損失( )	121	211

(四半期連結包括利益計算書)  
(第3四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	121	211
四半期包括利益	121	211
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	121	211
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

(5) セグメント情報等

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産企画仲介 コンサル事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	3,190	1,564	198	4,953	-	4,953
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,190	1,564	198	4,953	-	4,953
セグメント利益	94	932	165	1,192	813	379

(注) 1 セグメント利益の調整額 813百万円は、各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産企画仲介 コンサル事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	3,033	1,630	145	4,809	-	4,809
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,033	1,630	145	4,809	-	4,809
セグメント利益	238	1,096	116	1,452	751	700

(注) 1 セグメント利益の調整額 751百万円は、各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (6) 重要な後発事象

## . 株式分割、単元株制度の採用

当社は平成24年10月23日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

## 1. 株式分割、単元株制度採用の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割の方法

平成24年11月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	333,964株
今回の分割により増加する株式数	33,062,436株
株式分割後の発行済株式総数	33,396,400株
株式分割後の発行可能株式総数	72,000,000株

## (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成24年11月15日
基準日	平成24年11月30日
効力発生日	平成24年12月1日

## (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成24年12月1日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	6,666円	67円

## 3. 単元株制度の採用

## (1) 新設する単元株の数

上記の株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

## (2) 新設の日程

効力発生日 平成24年12月1日

(参考)平成24年11月28日をもって、大阪証券取引所における売買単位は、1株から100株に変更されます。



## 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の開始日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

## 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	3円63銭	6円33銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	-

(注) 1 第17期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 第18期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## . 第三者割当増資及び業務提携契約の締結

当社は平成24年11月2日開催の取締役会において、日成ビルド工業株式会社(東証一部)に対する第三者割当による新株式の発行及び同社との業務提携基本契約の締結を決議いたしました。

## 1. 第三者割当による新株式の発行

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 18,000株
(2) 払込金額	1株につき金6,000円
(3) 申込期日	平成24年11月20日
(4) 払込期日	平成24年11月20日
(5) 払込金額の総額	108,000,000円
(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 1株につき3,000円(総額 54,000,000円) 増加する資本準備金の額 1株につき3,000円(総額 54,000,000円)
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法により以下の割当先に割り当てる。 日成ビルド工業株式会社 18,000株
(8) 資金使途	新規分譲プロジェクト案件における事業資金
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

## 2. 業務提携基本契約の締結

## (1) 業務提携の内容

当社と日成ビルド工業株式会社は、両社が、分譲マンション及びそれに付随する事業、商業施設開発事業、及びプレハブ建設その他設備商品企画について協業を行うことで合意しております。

業務提携の具体的な方針、内容等については、今後、両社間で協議を行う予定です。

## (2) 本提携の日程

取締役会	平成24年11月2日
本提携契約締結	平成24年11月2日

## 第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月7日

株式会社日本エスコン  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月25日

株式会社 日 本 エ ス コ ン  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤 男

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本エスコンの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社日本エスコンが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

株式会社 日 本 エ ス コ ン  
取 締 役 会 御 中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤 男

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年3月28日開催の定時株主総会において、社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本エスコンの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社日本エスコンが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月25日

株式会社 日 本 エ ス コ ン  
取 締 役 会 御 中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥 居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂 下 藤 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

株式会社 日 本 エ ス コ ン  
取 締 役 会 御 中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥 居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂 下 藤 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年3月28日開催の定時株主総会において、社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。